

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

飯能市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第 3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	10
第 4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	10
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事業	12
	1 地域計画策定事業に関する事項	13
	2 農地中間管理事業、埼玉県農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項	14
	3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	14
	4 いるま野農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	16
	5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	17
第 7	その他	18
附則		

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 飯能市は、埼玉県南西部に位置し、東京都心から約50キロメートル圏内にある。地理上の位置は、最東が東経139度22分、最西が139度06分、最南は北緯35度49分、最北が35度58分である。四周は東を狭山市、入間市、南は東京都青梅市、奥多摩町、西は秩父市、横瀬町、北はときがわ町、越生町、毛呂山町、日高市と境を接している。

市域面積は、193.05平方キロメートル(H26.10.1異動)であり、県域面積の5.08パーセントを占め、秩父市、さいたま市に次いで県内3番目の行政区域を有す。そして市域の約75パーセントが山地部で、県立奥武蔵自然公園の中核をなし、自然環境に恵まれている。

山地部の川沿いは、河岸段丘が発達し、緑と清流の美しい自然景観を映し出している。一方市街地は、市域東部の入間台地を中心として発達しており、山地部と台地との間に位置する丘陵地には、大規模な住宅開発が進み、市街化区域は区画整理事業や都市計画道路、市街地再開発の基盤整備が進行している。

飯能市の農業地域は市の北東部に位置し、都市近郊農業や観光農業振興を図りつつ、農業振興基盤の整備、農村集落の生活環境整備を進めている。また、休耕地に対しては自然や田園風景等を活用した余暇空間としての利用を検討していく。特に首都圏中央連絡自動車道の開通により、地域産業としての農業の見通しや開発効果など、様々な観点から土地利用を検討していくことが重要である。しかし、近年は経済の高度成長の過程で農業構造の変化は著しいものがあり、さらに農業後継者不足や環境の変化等農業をとりまく情勢が年々厳しくなり、耕作面積の減少が目立ってきている。

2020年農林業センサスでは、農家戸数は621戸、農家世帯人口は399人、農業従事人口は296人であり、耕地面積は140ha、うち水田19ha、畠90ha、樹園地31haである。

このような状況の中で、山間部においては、所有農地の狭小、農業従事者の高齢化、更に、山林経営も不況から兼業農家数が増加し、遊休農地も増加している。また、平地部である東部地域も農業後継者不足と農業従事者の高齢化が進み、休耕する農家が増えている。

今後は、近代的農業経営を推進し、生産性の高い農業実現に向けて必要に応じて農業基盤整備を図りつつ、首都圏の立地条件を生かした地域特性を考慮し、市民農園の開設など多様な農業の展開を目指す。

また、このような農業の展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 飯能市の農業構造については、1戸あたり平均耕地面積が約22アールで、首都圏に位置するため兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大思考農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化が進み、土地改良や機械更新時の世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、山間部である吾野・東吾野・原市場・名栗地区などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれ

がある。

3 飯能市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営指標は、飯能市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人あたり560万円程度）、年間労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が飯能市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 飯能市は、将来の飯能市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、飯能市は、いるま野農業協同組合、飯能市農業委員会、埼玉県川越農林振興センター等が十分な相互連携の下で濃密な指導を行うための体制を編成する等により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して、上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、既に農用地利用改善団体で行われている集団的土地利用を範としつつ、充実した土地利用調整を全市的に展開して集団化・連帯化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一

体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、埼玉県川越農林振興センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、山間部である吾野・東吾野・原市場・名栗地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にしつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他農家等にも、本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、飯能市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした各種事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 飯能市は、飯能市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を埼玉県川越農林振興センターの協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

特に大規模な農業経営が展開される地区においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、株式会社日本政策金融公庫の参画を仰ぎつつ、いるま野農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修や濃密な指導を実施する。

また、新規の集約的作物導入を図るため、同指導チームの下に、市場関係者や県経済連担当者の参画を得つつマーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作物を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、農業経営の発展に結びつけるよう努める。

6 飯能市の令和4年度の新規就農者は2人（個人1、法人1）であるが、必ずしも毎

年青年層において新規就農者が確保できている状況ではない。このため、従来からの基幹作物である茶の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

これらの状況を踏まえ、飯能市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

そのため、国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や埼玉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標の280人を踏まえ、飯能市においては5年間で3人程度の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1社増加させる。

また、飯能市及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の指標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については飯能市農業委員会や埼玉県農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については埼玉県川越農林振興センターやいるま野農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

また、従来からの基幹作物である野菜等の栽培が盛んな精明地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、埼玉県川越農林振興センターやいるま野農業協同組合等と連携し、野菜の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。さらに、大学と連携しての加工品開発、新技術の導入等、青年層が意欲を持って営農できる環境を整え、将来的に野菜等の一大産地となり、その生産の大部分を安定的な経営体へと成長した農業者が担えるような取組を一体的に進めていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に飯能市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(注) なお、本指標の基幹農業従事者は家族2人を基準としている。

農業経営の指標

[個別経営体]

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀 单一 基幹 従事者 2人	<基幹作目> 水稻= 8ha 小麦= 1.7ha <経営規模> 8ha	<資本装備> (中型機械化一環体系) トラクター(46PS) 1台 コンバイン (4条刈) 1台 田植機 (6条) 1台 ドリルシーダ 1台 乾燥機 1台 軽トラック 1台 <経営条件> ・ 集団化された農地 ・ 稲、麦の収穫はコンバインを使用 ・ 米麦二毛作体型	・ 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・ 青色申告の実施	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
主穀+ さといも 基幹 従事者 2人	<基幹作目> 水稻= 6ha 小麦= 2ha さといも= 40a <経営規模> 6ha	<資本装置> トラクター(46PS) 1台 コンバイン (4条刈) 1台 田植機 (6条) 1台 マルチャー 1台 動力噴霧器 1台 掘取機 1台 軽トラック 1台 <経営条件> ・ 集団化された農用地 ・ 市場出荷の他、直売所へも出荷		

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地 野菜 基幹 従事者 2人	<p><基幹作目></p> <p>トマト = 10a ブロッコリー = 90a ほうれんそう = 90a スイートコーン = 10a なす = 10a</p> <p><経営規模> 1.5ha</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター(46PS) 1台 動力噴霧器 1台 マルチヤー 1台 掘取機 1台 トレンチャ 1台 作業場 1棟 軽トラック 1台</p> <p><経営条件></p> <p>市場出荷の他、直売所へも出荷</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 社会保険等の加入 施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保
茶 基幹 従事者 2人	<p><基幹作目></p> <p>茶 = 1.8ha</p> <p><経営規模> 1.8ha</p>	<p><資本装置></p> <p>防霜ファン 1.8ha 農機具庫 100 m² 荒茶加工場 250 m² 仕上加工工場 60 m² 冷蔵倉庫 35 m² 栽培管理機械一式 パソコン 1台</p> <p><経営条件></p> <ul style="list-style-type: none"> 生産コストの低減 商品性の高い優良茶の生産 パソコンによる顧客管理、経営管理 		

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
なし+ ぶどう 基幹 従事者 2人	<基幹作目> なし= 40a ぶどう= 40a キウイフルーツ= 20a <経営規模> 1ha	<資本装備> 多目的防災施設 1ha 栽培施設 1ha スピード・スプレイヤー 1台 動力噴霧器 1台 軽トラック 1台 作業場・直売場 1棟 パソコン 1台 <経営条件> ・ 土づくり等により、収量及び品質の向上を図る ・ パソコンによる顧客管理、経営管理 ・ 宅配の拡充	・ 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・ 青色申告の実施	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 社会保険等の加入 ・ 施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保
酪農 経営 基幹 従事者 2人	<基幹作目> 乳用牛 ホルスタイン= 30頭 <経営規模> 育成牛= 8頭 (内訳) 飼料作目 イタリアングラス 3ha とうもろこし 1ha	<資本装置> 牛舎 500 m ² コーンハーベッタ 1台 トラクター 1台 堆肥化施設 1基 自動給餌機 1台 パソコン 1台 <経営条件> ・ 育成牛は公共育成牧場に夏期放牧 ・ パソコンの活用 ・ 粪尿の堆肥化等有効利用	・ 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・ 青色申告の実施 ・ パソコンによる飼料給与分析、経営分析	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 社会保険等の加入 ・ ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚経営 基幹従事者 2人	<基幹作目> 年間出荷頭数 1,500頭 <経営規模> 種雌豚= 70頭 種雄豚= 5頭 育成豚= 14頭 肉豚= 750頭	<資本設備> 分娩舎= 190 m ² 種雌豚舎= 320 m ² 種雄豚舎= 50 m ² 育成豚舎= 80 m ² 肉豚舎= 500 m ² 自動給餌機= 1基 消毒用装置= 1台 堆肥発酵装置= 1基 <経営条件> ・ 種豚候補豚は系統造成豚を主体に供給 ・ 種雄豚はサキタマ系 ・ 肉豚は LWD(LWH) の三元交配豚 ・ 粪尿の堆肥化等有効利用	・ 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・ 青色申告の実施	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 社会保険等の加入 ・ ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減
鉢物経営 基幹従事者 2人	<基幹作目> シクラメン 2,000 m ² ガーベラ 300 m ² 花壇苗物 1,000 m ² <経営規模> 2,800 m ²	<資本装置> ガラス温室 2,000 m ² ビニールハウス 800 m ² 作業場兼車庫 1棟 温風暖房装置 トラクター 1台 動力噴霧器 軽トラック 1台 パソコン 1台 直売施設 1棟 <経営条件> ・ 直売の PR ・ パソコンによる販売管理、経営診断、顧客管理	・ 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・ 青色申告の実施 ・ パソコンによる飼料給与分析、経営分析	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 社会保険等の加入 ・ ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減

(注) 1 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家庭農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従業員1～2名として示している。

なお、労働力構成が異なる場合は、その旨特記しておくことが適当である。

- 2 農業経営の指標として示す営農類型は、類似のものへの適用を前提として、その地域において現に展開している多様な営農類型をおおむねカバーし得るものとなるよう、土地利用型から集約的施設型農業経営、さらには複合経営に至るまで多岐にわたるものとすることが望ましい。
- 3 地域の特性に応じて当該市町村が属する都道府県基本方針には掲げられていない営農類型を市町村が示すことは差し支えない。(組織経営体についても同様)。

[組織経営体]

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等																
観光 栗園	<p><基幹作目></p> <p>20年生 = 5ha 10年生 = 1ha 育苗 = 0.2ha</p> <p><経営規模></p> <p>6ha</p>	<p><資本装備></p> <table> <tbody> <tr><td>直壳施設</td><td>10 m²</td></tr> <tr><td>作業場農器具置場</td><td>50 m²</td></tr> <tr><td>事務所</td><td>30 m²</td></tr> <tr><td>トラクター</td><td>1台</td></tr> <tr><td>動力噴霧器</td><td>1台</td></tr> <tr><td>軽トラック</td><td>1台</td></tr> <tr><td>栽培管理者</td><td>1式</td></tr> <tr><td>パソコン</td><td>1台</td></tr> </tbody> </table> <p><経営条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老木園の改植 ・早生、中生、晚生品種の栽植による長期開園 ・加工品の研究 ・パソコンによる販売管理、経営管理、顧客管理 	直壳施設	10 m ²	作業場農器具置場	50 m ²	事務所	30 m ²	トラクター	1台	動力噴霧器	1台	軽トラック	1台	栽培管理者	1式	パソコン	1台	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・臨時雇用従事者の活用により労働時間の軽減
直壳施設	10 m ²																			
作業場農器具置場	50 m ²																			
事務所	30 m ²																			
トラクター	1台																			
動力噴霧器	1台																			
軽トラック	1台																			
栽培管理者	1式																			
パソコン	1台																			

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、これと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到着することを基本とする。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の6に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の指標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、埼玉県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）、いるま野農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の促進、認定農業者への以降に向けた経営発展にための支援を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 飯能市が主体的に行う取組

飯能市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、支援センターやいるま野農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識取得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

更に、飯能市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

飯能市は、就農希望者の受入について、明日の農業担い手育成塾など、飯能市農業委員会、埼玉県川越農林振興センター、いるま野農業協同組合等の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 埼玉県農業会議、埼玉県農地中間管理機構、飯能市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農用地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

- 4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供
飯能市は、明日の担い手育成塾やいるま野農業協同組合などと連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、埼玉県及び支援センターに情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、いるま野農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合には、埼玉県及び支援センター等の関係機関へ情報提供する。

更に、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受け入れられるよう支援センター、埼玉県農地中間管理機構、飯能市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
56%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における經營農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに順ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

飯能市の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、飯能市の山間部では、農業就業人口の高齢化及び減少に伴い、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で遊休化したものが増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

イ 飯能市は飯能市農業委員会、いるま野農業協同組合、入間第二用水土地改良区、埼玉県農地中間管理機構等の関係団体と連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

なお、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図るよう努める。

ロ 関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取り組みを促進する。

ハ 地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに利用集積の進捗状況等を把握・検証し必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

(3) 関係団体等との連携体制

飯能市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、飯能市農業委員会、いるま野農業協同組合、入間第二用水土地改良区、埼玉県農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を講ずる。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

飯能市は埼玉県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に則しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

飯能市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画策定に関する事業
- ② 農地中間管理事業、埼玉県農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施

するものとする。なお、農用中間管理事業の実施を促進する事業については、飯能市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取り組みを行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア 飯能市の基盤整備事業に対する取り組みは、他の市町村に比べて遅れているため、積極的な推進が必要であるが、特に北東部で平坦地であり農業耕作地域の精明地区においては、地域に即した基盤整備が必要なため、ほ場整備事業を導入し、効率的な生産基盤条件の形成を活かした新作目の導入、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、入間第二用水土地改良区の主体的な取り組みによって担い手が連担的な条件下で効率的な生産を行えるよう努める。

イ 山間部の吾野・東吾野・原市場・名栗地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

更に、飯能市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画策定事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除くなど適切な開催時期を設定する。

(2) 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、市公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりなどを積極的に活用し、周知を図る。

(3) 協議の場の参加者

参加者については、農業者、飯能市、農業委員、農地利用最適化推進委員、いるま野農業協同組合、埼玉県農地中間管理機構の農地相談員、入間第二用水土地改良区、埼玉県川越農林振興センター、その他の関係者とする。

(4) 協議の場における協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(5) 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業振興課に設置する。

(6) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

(7) 地域計画策定の進め方

地域計画の策定に当たって、埼玉県川越農林振興センター・飯能市農業委員会・埼玉県農地中間管理機構・いるま野農業協同組合・入間第二用水土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。

2 農地中間管理事業、埼玉県農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- (1) 飯能市は、県下一円を区域として農地中間管理事業、埼玉県農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益社団法人埼玉県農林公社と市内全域の区域として事業を行う、いるま野農業協同組合との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 飯能市、飯能市農業委員会、いるま野農業協同組合は、埼玉県農地中間管理機構が行う農地中間管理事業、及び特例事業を促進するため、埼玉県農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

飯能市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事

項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6－1号の認定申請書を飯能市に提出して、農用地利用規程について飯能市の認定を受けることができる。
- ② 飯能市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。
 - イ (2) に規定する区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資すること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。
- オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 飯能市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を飯能市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の区域内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事

項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

- ③ 飯能市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をすることであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 飯能市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 飯能市は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、埼玉県川越農林振興センター、飯能市農業委員会、いるま野農業協同組合、埼玉県農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたと

きは、飯能市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 いるま野農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受け行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、飯能市は、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境整備を図るため、次に掲げる事項を重点的に推進する。

- ア いるま野農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性及び活用についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業受託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) いるま野農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

いるま野農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

飯能市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 飯能市は、県営かんがい排水事業南小畦地区の農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくまでの条件整備に努める。
- イ 飯能市は、県営かんがい排水事業南小畦地区の農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ 飯能市は、飯能市地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通じ望ましい経営の育成を図ることとする。特に精明地区の平松・芦苅場地区営農組合が行っているような面的な広がりで田畠輪換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ま

しい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 飯能市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

飯能市は、飯能市農業委員会、埼玉県川越農林振興センター、いるま野農業協同組合、入間第二用水土地改良区、農用地利用改善団体、埼玉県農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

飯能市農業委員会、いるま野農業協同組合、入間第二用水土地改良区及び埼玉県農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、飯能市地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、飯能市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年 8月31日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年 6月10日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成26年12月 2日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和 4年 2月28日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和 5年 9月 1日から施行する。
- 6 利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日（その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、この公告日の前日）までの間、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。